

令和 2 年 5 月 2 9 日

第 3 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書
(第 2 回 臨 時 会)

廿 日 市 市

第3回廿日市市議会議案説明書目次

議案第50号	市長、副市長及び教育長の期末手当の特例に関する条例	…………… 1
--------	---------------------------	---------

(議案第 5 0 号)

市長、副市長及び教育長の期末手当の特例に関する条例

(人 事 課)

1 制定の理由

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が、市民生活、地域経済等へ影響を与えていることに鑑み、令和 2 年 6 月に支給する市長、副市長及び教育長の期末手当を減額する特例措置を講じようとするものである。

2 条例の内容

市長、副市長及び教育長の令和 2 年 6 月に支給する期末手当の額については、期末手当の額から、その額に次の表に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職 名	割 合
市 長	1 0 0 分の 3 0
副市長及び教育長	1 0 0 分の 2 0

3 施行期日

令和 2 年 6 月 1 日

4 根拠法令

地方自治法

第 2 0 4 条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手

当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。